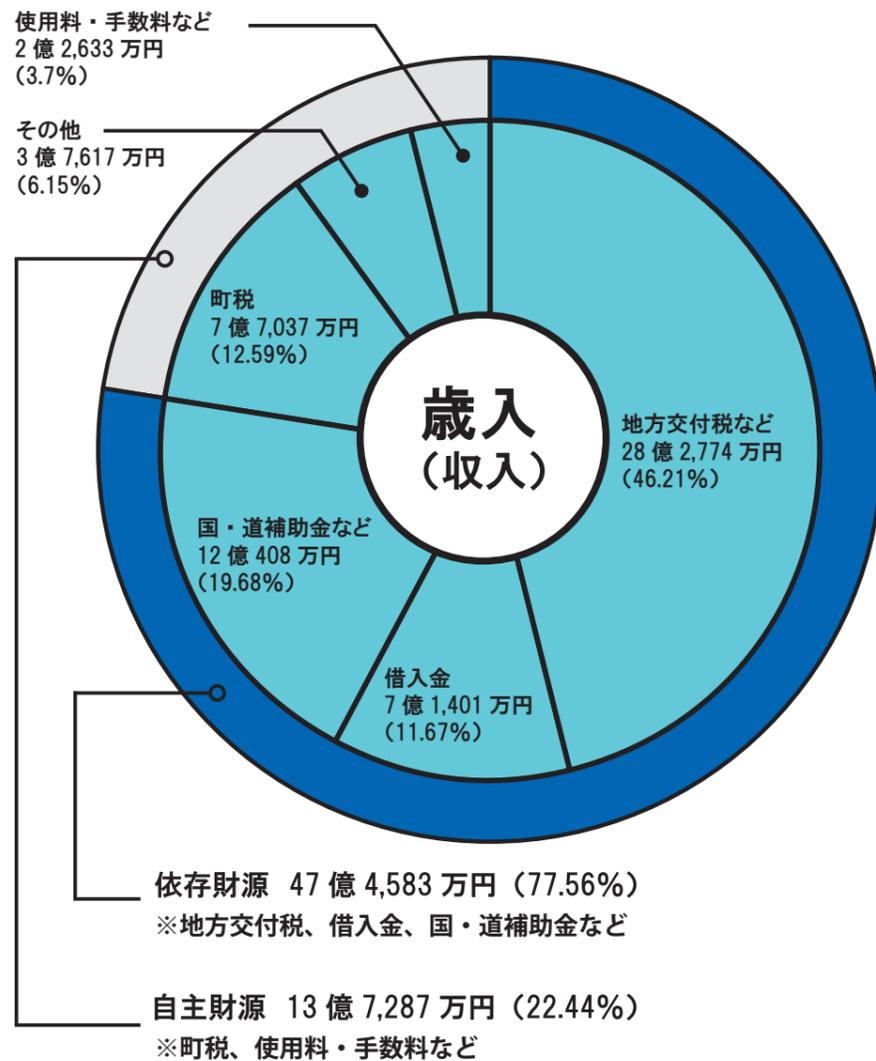


決算を報告します

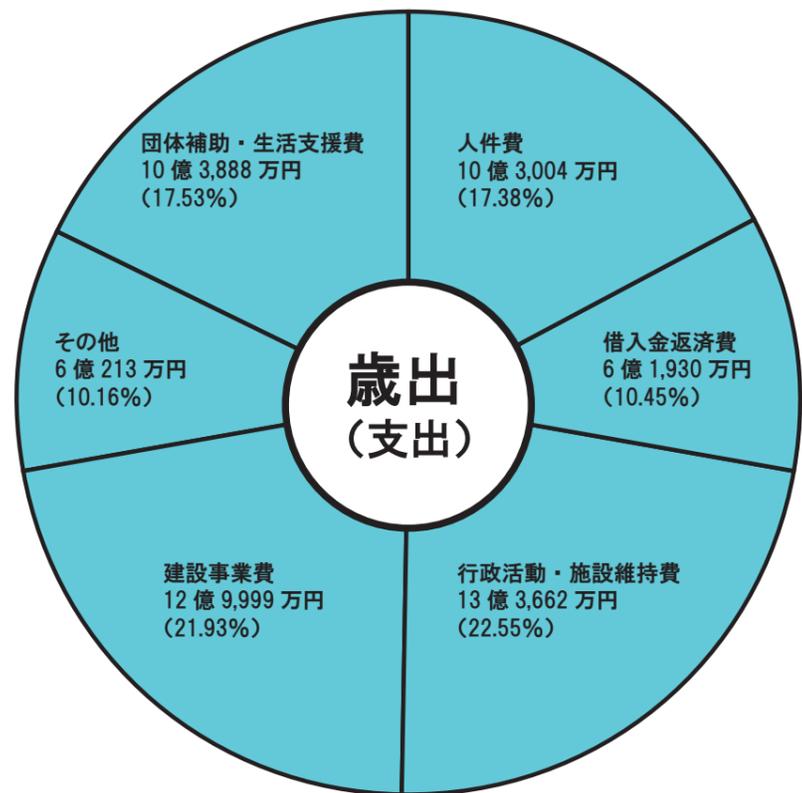
町では、皆さんが納めた貴重な税金がどのように使われているのかを知っていただくために、予算・決算などを基に財政状況を公表しています。今回は、8月議会で承認された平成28年度決算の概要についてお知らせします。

一般会計【歳入】 61億1,870万円



基金と起債 ○基金 (貯金) 53億7,564万円 ○起債 (借金) 87億7,085円

一般会計【歳出】 59億2,696万円



- 【人件費】**
職員給与・議会議員報酬など
- 【借入金返済費】**
大きな事業を行うために借り入れたお金の返済
- 【行政活動・施設維持費】**
一般行政活動を行う経費や施設などの整備に使った維持的経費
- 【建設事業費】**
道路、公共施設、産業基盤などの整備に使った投資的経費
- 【その他】**
一般会計から特別会計に繰り出したお金、基金の積立など
- 【団体補助・生活支援費】**
団体への負担金や補助金、高齢者・障がい者への生活支援費

特別会計決算			
会計項目	歳入 (収入)	歳出 (支出)	差引額
簡易水道	2億8,616万円	2億7,471万円	1,145万円
国民健康保険	9億6,472万円	9億5,192万円	1,280万円
公共下水道	2億1,034万円	1億9,934万円	1,100万円
介護保険	5億3,334万円	5億1,235万円	2,099万円
介護サービス	2億2,929万円	2億2,181万円	748万円
後期高齢者医療	8,329万円	8,283万円	46万円



★平成28年度決算を町民一人当たりになると
※平成29年3月末人口：5,270人
※特別会計決算額を含めて計算しています。

一般会計財産運営状況の概要

わ が国の経済情勢は、雇用・所得環境に改善がみられ、緩やかな回復基調にあります。個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動の停滞が見られるなど、地方における経済環境はまだまだ厳しい状況にあります。

このような中、国の平成28年度予算は、少子高齢化の構造的な問題に正面から取り組みることにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができ、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組みを図るため、消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組により潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかける、まち・ひと・しごと創生を目指すとする一方で、「経済・財政再生計画」に基づく本格的な歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ予算の重点化を図るとする基本的な考えの基に編成されました。

このような状況下において、本町における平成28年度予算編成においては、第4期佐呂間町総合計画並びに佐呂間町地域創生総合戦略の目指す本町の自主的・主体的なまちづくりを展開していくため、将来を見据えた計画的な予算となるようコスト意識を持ち、限られた財源のなかで最大の事務事業効果を発揮できるよう、国や道などの補助制度の積極的な活用と交付税措置が見込まれる有利な起債による財源確保に努め、健全な財政運営を進める一方で、町長の公約を踏まえた独自施策の積極的な展開ができる予算編成を行いました。

本

年度の地方交付税総額は、臨時財政対策債を含め27億4,778万円(前年度比95.4%)で、前年度と比較して1億3,331万円の減額となりましたが、義務的経費のより一層の抑制はもとより、補助金や町債等による財源確保に努めながら、土地改良や町有林整備事業など第一次産業基盤整備をはじめ、簡易水道拡張や町道改良舗装事業などのインフラ確保事業、町民センター改修工事や若佐小学校改修工事などの教育関連施設整備にも取り組みました。

この結果、当初予算で見込んでいた財源補てん基金繰入金金はすべて減額し、最終的な剰余金として財政調整基金へ2億6,600万円の積立てを行いました。前年度繰越明許費を含めた最終予算額を61億1,274万円(前年度と比較して1億4,380万円の増額)としました。決算額については歳入決算額61億1,870万円、歳出決算額59億2,696万円となり、翌年度繰越財源464万円を差し引いた実質収支差引額は1億8,710万円となりました。

「財政健全化判断比率」・「資金不足比率」公表

平 成28年度決算に基づく財政健全化の指標として『実質赤字比率』『連結実質赤字比率』『実質公債費比率』『将来負担比率』の4指標及び公営企業会計に係る『資金不足比率』を公表いたします。

佐呂間町は、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。

健全化判断比率

平

成28年度決算に基づく健全化判断比率は、算定の結果、いずれの指標についても「早期健全化基準」を下回る結果となりました。【表1】

指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、自主的な改善努力による財政の健全

化を図る必要があります。

また、将来負担比率を除く3指標のうち1つでも財政再生基準を超える指標があれば「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経た後、総務大臣への協議・同意が必要となり、確実な再生が求められることから、国の管理のもとで非常に厳しい行政運営が強いられることとなります。

①実質赤字比率

まちの一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

みなさんから納めていただいた「町税」や国から交付される「地方交付税」などを主な財源（一般財源）として、福祉や教育、まちづくりなど、そのまちの中心的な行政サービスを行う「一般会計」の実質的な赤字を指標化するものです。

★平成28年度決算では、一般会計に

実質赤字額がないため、実質赤字比率はありませんが、あえて比率を算出すれば、黒字の「5・45%」となっています。

(H27：黒字の4・97%)

②連結実質赤字比率

まちの全ての会計の赤字額と黒字額を合算し、そのまちの全体の赤字の程度を指標化し、まち全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

まちの会計は、福祉や教育などの中心的な行政サービスを行う「一般会計」のほか、料金収入など特定の収入を主な財源として行政サービスを行う「公営企業会計」など複数の会計に分かれています。また、まち全体としては「一つの法人」ですので、一般会計が黒字であっても他の会計に多くの赤字があれば、そのまち全体の財政状況は決して良好とは言えません。

このため、それぞれの会計の黒字額と赤字額を合算し、通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模（標準財政規模）と比較して、まち全体の資金不足の程度を把握するため指標化するものです。

★平成28年度決算では連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率はありませんが、あえて比率を算出すれば、黒字の「7・33%」です。

(H27：黒字の7・58%)

③実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

まちが政府や銀行から年度を越えて借り入れる長期の借金を「地方債」といい、この元金及び利息の支払いを「公債費」といいますが、一般会計の公債費は当然一般会計の負担と

なりませんが、これ以外に公債費に準じる経費として、公営企業会計の公債費に充てるために一般会計から繰り出す経費、また、ごみ処理施設など、近隣町村との広域組合により実施する事業の地方債に対して、それぞれのまちの一般会計が負担する経費があげられます。

このような公債費に準じるものとされる経費も一般会計の公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、標準財政規模に対する比率の3カ年平均を指標化するもので、18%を超えると資金の借り入れをするために国の許可が必要となり、25%を超えると単独事業に係る資金の借り入れが制限されます。

★平成28年度における実質公債費比率は「5・8%」となっています。

(H27：6・3%)

④将来負担比率

まちの一般会計の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担などの年度末時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

まちの一般会計が将来支払っている負債には、一般会計の地方債のほ

か、契約などにより将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、公営企業会計の地方債のうち一般会計が負担するもの、広域組合の地方債のうち、それぞれのまちの一般会計が負担すべきものがあげられます。

こうした将来見込まれる全ての負担を含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較して指標化するもので、この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

★平成28年度における将来負担比率は、将来負担額に対して控除できる基金の額や地方債残高に係る地方交付税措置額の合計が大きいためマイナスとなることから将来負担比率はありませんが、あえて算出すれば黒字の「69・1%」となっています。

(H27：黒字の55・1%)

公営企業会計に係る資金不足比率

平

成28年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、算定の結果、実質的な資金不足額が生じておらず、

経営健全化基準を下回る結果となりました。【表2】

資金不足比率が経営健全化基準(20%)を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

公営企業は、全ての住民が同じ量のサービスを受けられる事業とは別に、特定の方が受けられる行政サービスとして、そのサービスを受ける方が費用を負担することが公平とされている事業を指しますが、本町では「簡易水道特別会計」と「公共下水道特別会計」が対象となります。

公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

公営企業会計の資金不足額を計算するにあたっては、例えば、施設の耐用年数は、施設整備のために借り入れた地方債の償還期間より長い場合、当初は資金不足でも地方債の償還が終わった後は解消される場合があることや、下水道事業では、各家庭に下水道が整備される前に処理施設を建設する必要があるため、予定していた下水道料金が納められるまでは資金不足となるものの、後の料金収入で解消される場合があります。

このように、将来の料金収入などで解消されることが見込まれる範囲

【表1：健全化判断比率】

指標名	平成28年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
③実質公債費比率	5.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	—	350.0%	基準なし

※比率がない場合は「—」と記載しています。

【表2：資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	20.0%
公共下水道特別会計	—	20.0%

※『歳入—歳出』が黒字となり、資金不足が生じていないため、「—」としています